



川監委発第209号

令和6年3月27日

川越市長 川合善明様
川越市議会議長 山木綾子様

川越市監査委員 中沢雅生
同 石川隆二
同 小野澤康弘
同 桐野忠

定期監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項及び同条第2項の規定に基づき、定期監査及び行政監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第2 監査の対象

産業観光部

産業振興課、雇用支援課、農政課、観光課

建設部

建設管理課、道路街路課、用地課、道路環境整備課、河川課、建築住宅課

第3 監査の期間

令和5年11月20日から令和6年3月27日まで

第4 監査の方法

提出された資料に基づき、所属長、関係職員からその内容について説明を求め、令和5年度（4月から11月まで）の事務の執行及び財務に関する事務の執行が、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼として監査した（必要に応じて、上記以外の期間についても対象とした。）。

今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

1 収入事務について

・使用料、雑入（その他雑入）を対象とし、4件以上該当する所属については、3件を抽出した。

着眼点 ①調定事務 ②徴収事務 ③滞納状況

2 現金の管理について

着眼点 ①保管状況 ②照合体制 ③納入状況

3 契約事務について

・委託契約（随意契約）を対象とし、4件以上該当する所属については、契約の内容等を考慮し、3件を抽出した。

着眼点 ①契約の方法 ②契約締結 ③契約の履行 ④関係帳票等

4 補助金の交付事務について

・4件以上該当する部署については、3件を抽出した。

着眼点 ①支出対象及び支出金額 ②支出方法の適法性、妥当性

5 旅費の支出事務について

着眼点 ①目的及び履行 ②旅行命令書との整合

6 備品管理について

・備品出納簿より3件を抽出した。

着眼点 ①台帳の整備状況 ②管理状況

7 情報管理について

着眼点 ①管理状況

8 内部統制について

着眼点 ①統制環境 ②リスクへの対応 ③体制整備

第5 監査を執行した監査委員

中沢雅生、石川隆二、小野澤康弘、桐野忠

第6 監査の結果

監査の対象となった部署における事務の執行及び財務に関する事務の執行について、以下の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

【産業観光部】

〔意見〕

1 収入事務について

使用許可期間が令和2年4月1日から5年間の行政財産使用料2件について、調定及び納入の通知を行っておらず、使用料が未納となっていた。

今後は、財産規則等にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(農政課)

2 現金の管理について

グリーンツーリズム拠点施設使用料について、現金出納簿をパソコンで管理しているにもかかわらず、納付通知書兼領収書等に出納員の確認印がなかった件に関して、前回同様の注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかった。

今後は、公金等取扱い基本マニュアルにのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(農政課)

3 契約事務について

伊佐沼庵ほか防災設備保守点検業務委託について、契約後に業者から提出された委託業務実施計画書等が供覧されていなかった件に関して、前回同様の注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかった。

今後は、文書管理規程にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。
(農政課)

4 旅費の支出事務について

旅行命令書の精算払い金額の記載誤りがあった件について、前回同様の注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかった。

今後は、旅費の運用の手引きにのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(観光課)

【建設部】

1 収入事務について

道路占用料について、当該占用に係る調定を行っていなかった。

今後は、道路占用規則等にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。
(道路環境整備課)

2 契約事務について

川越駅東口駅前広場エスカレーター保守管理業務委託ほか1件について、契約後に業者から提出された委託業務実施計画書等が供覧されていなかった件に関して、前回同様の注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかった。

今後は、文書管理規程にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。
(道路環境整備課)

※取扱い

指 摘： 次に該当する場合について、監査委員がその是正を求め表明する指摘事項をいう。

- (1) 合規性の観点から、法律、条例、規則等に照らして明らかに違反し、既に現実上大きな影響が発生しているもの、又はその可能性が高いもの。
- (2) 法令等に違反はないが、その妥当性（公正性、正確性、効率性、その他の財務会計上の適正性をいう。）に問題があり、明らかに不適切なもの。

意 見： 指摘には至らないものの、合規性又は妥当性の観点から何らかの課題が認められ不適切と言わざるを得ないもので、早期にその是正を行うことにより将来的に重大な影響の発生を阻止が期待されるもの、又は行政効果の拡大に繋がるもの等として監査委員が表明する所感をいう。

要 望： 「意見」とほぼ同様の意義とし、何らかの不適切な事項に対し、「あるべき姿」や「その方向性」を提示するとともに、一定の改善策又は目標値

等を示しつつ、監査委員が願望として表明する所感をいう。

なお、「指摘」、「意見」に至らない程度の軽微な不適切事項等を「注意」としているが、当該注意が改善されず再度注意を受けた場合には、以降「意見」としている。